

税金などの特別徴収

平成二十八年度の住民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料の仮徴収額を、四月、六月、八月に支給される公的年金から天引き（特

別徴収）します。対象となる方(世帯)は左表のとおりです。

▼問合せ 税務課課税係 ☎28・244
 34 保険課国民健康保険・医療係
 ☎28・0917 保険課高齢者・介護係
 ☎28・0100

●特別徴収(仮徴収)対象者

①平成28年2月に特別徴収(年金からの天引き)で納めている方(世帯)

平成28年2月に特別徴収として年金から天引きされた税額・保険料額と同じ額を、特別徴収(仮徴収)として4月、6月、8月の年金から天引きします。

※平成28年4月から平成29年3月までの間に世帯主が75歳になる世帯の国民健康保険税については、納付方法が特別徴収から普通徴収(納付書か口座振替で納付)に変わります。

※通知書は、日本年金機構が発送する年金振込通知書をもって代えさせていただきます。(介護保険料について、平成28年2月に特別徴収した保険料額と、6月、8月に年金から天引きする保険料額が異なる場合は、別途通知します。)

②平成28年4月から8月までの間に、新たに特別徴収(仮徴収)の対象になる方(世帯)

住民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
新たに特別徴収(仮徴収)の対象になる方はいません。	世帯主が国民健康保険の被保険者の世帯世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満で構成された世帯世帯主の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない世帯	平成28年2月1日までに後期高齢者医療制度の被保険者になった方被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、後期高齢者医療保険料が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない方	平成28年2月2日までに65歳以上になった方被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上の方
▶問合せ 税務課課税係 28・2434	▶問合せ 保険課国民健康保険・医療係 28・0917	▶問合せ 保険課国民健康保険・医療係 28・0917	▶問合せ 保険課高齢者・介護係 28・0100

※対象の方(世帯)には、仮徴収額決定通知書を送付します。

※上記の条件に該当していても対象にならない場合があります。詳しくは各担当までお問い合わせください。

固定資産税の縦覧と閲覧

平成二十八年度の固定資産税の縦覧と閲覧を次のとおり行います。

縦覧とは、納税者が自己の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額とを比較して、適正かどうかを帳簿により確認していた、たく制度です。閲覧とは、納税者本人が所有する土地や家屋について、課税台帳に登録された内容を確認していた、たく制度です。

縦覧・閲覧とも住所・氏名などを確認できるもの(運転免許証など)と印鑑をお持ちください。代理の場合は委任状も必要です。

借地借家人の方は賃貸借契約書を提示していただくことにより、閲覧のみできます。

▼縦覧

▽とき 四月一日(金)～五月二日(月)の午前八時三十分～午後五時十五分(土日祝日は除く)▽ところ 役場一階四番窓口税務課▽手数料 無料

▼閲覧

▽とき 四月一日(金)～平成二十九年三月三十一日(金)の午前八時三十分～午後五時十五分(土日祝日、年末年始は除く)▽ところ 役場一階四番窓口税務課▽手数料 一件二百円。ただし、縦覧期間中は無料です。

▼問合せ 税務課課税係 ☎28・244

遺児に高校入学祝金を支給

ひとり親家庭や両親のいない家庭で十八歳未満の方が、高等学校、高等専門学校、高等専修学校に入学する際に入学祝金を支給します。該当される方は、申請手続をしてください▼対象者 次のいずれかにあてはまる児童を養育している方 ①父か母が死亡した児童 ②父母ともに死亡した児童 ③父か母が引き続き一年以上行方不明となっている児童▼祝金額 遺児一人につき二万円▼申請時に必要な書類など ①高等学校等への在学、入学年度を証明する書類(学生証等)、②印鑑、③通帳

▼問合せ 福祉課子育て支援係 ☎28・0936

イベント広場の利用を

商工会館西側のイベント広場は、地元商店、地域の活性化を目的とした施設です。

フリーマーケットやこども会の行事をはじめとした各種団体の行事に活用いただけます。料金は無料です。利用を希望する方は、利用しようとする日の一年前から前日までに役場二階六番窓口地域振興課にお申し込みください。

▼問合せ 地域振興課地域振興係 ☎28・2463